

第 17 号

令和元年度熊本県工業用水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和元年度熊本県工業用水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和元年度熊本県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 事業収益	1,123,476千円	△4,115千円	1,119,361千円
第1項 営業収益	761,551千円	△1,424千円	760,127千円
第2項 営業外収益	361,925千円	△2,691千円	359,234千円
	支 出		
第1款 事業費	1,192,074千円	△3,906千円	1,188,168千円
第1項 営業費用	1,113,300千円	△3,906千円	1,109,394千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「57,482千円」を「85,188千円」に、「11,942千円」を「20,472千円」に、「45,540千円」を「64,716千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 資本的収入	1,116,319千円	241,494千円	1,357,813千円
第1項 企業債	198,000千円	47,000千円	245,000千円
第3項 工事受託金	205,473千円	175,373千円	380,846千円
第4項 補助金	158,698千円	19,121千円	177,819千円
	支 出		
第1款 資本的支出	1,173,801千円	269,200千円	1,443,001千円
第1項 建設改良費	317,200千円	269,200千円	586,400千円

（企業債）

第4条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
有明工業用水道事業濃縮層更新事業	千円 47,000	(借入先) 銀行、地方公共団体金融機構、財務省、会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券発行 (その他) 工事、財政その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。	年 5.0% 以 内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め 30 年以内 半年賦元利均等償還又は元金均等償還等 ただし、財政その他の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができ。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
工業用水道事業関係業務	令和2年度 ～令和4年度	千円 23,649
	年次別内訳 令和2年度 令和3年度 令和4年度	21,235 1,207 1,207
企業局所有施設等管理業務	令和2年度 ～令和4年度	17,687
	年次別内訳 令和2年度 令和3年度 令和4年度	10,498 3,879 3,310

令和2年2月4日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫